

はじめに



美しい緑と清らかな水に恵まれた私たちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって大切に守り育ててきたものです。これらの環境は、今の私たちが生活していく上で大切な資源ですが、同時に、将来の世代の人たちへ引き継ぐべき財産でもあります。

このため、「人類もまた自然を構成する一員にすぎない」との認識に立ち、この福井を、ひいては地球の環境を保全していくことが、現在に生きる私たちに課せられた最大のそして共通の責務であると考えられます。

しかし、生活排水による水質汚濁やゴミ等の身近な問題からオゾン層破壊等の地球環境問題に至るまで、今日の環境問題は私たちの生活様式や社会経済システムと深く関わっています。

従って、この環境問題の解決には、従来の行政による規制といった手法のみではおぼつかず、今こそ県民・事業者・行政などすべての主体の積極的な行動により、社会システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに変えていくことが求められています。

このような観点から、県では、平成7年3月に環境基本条例を制定しましたが、このたび、この条例に基づいて、21世紀を展望した「環境基本計画」を定めました。

この計画では、環境の保全と創造に関する長期的な目標を明らかにするとともに、この目標を実現するための具体的施策や各主体の果たすべき役割などを定めています。

県では、今後、この計画の目指す環境にやさしい社会の実現に向けて、より一層の努力をいたしますので、県民のみなさまにおいても、それぞれのお立場で、積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

終わりに、この基本計画策定に当たり、一方ならぬ御尽力を賜りました県環境審議会のみなさまをはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の方々に厚くお礼申し上げます。

平成9年3月

福井県知事

栗田幸雄